

整理番号	/
------	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費	
9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	5年7月1日	支出額	90,910 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	政務活動補助職員 定期券購入代 (6か月)		
領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム		



③ 政務活動補助職員
定期券購入代 (6か月)

※ デPOSIT 500円を除く
90,910 - 500 = 90,410 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙には整理番号(枝番)を

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「たかな記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

領収書

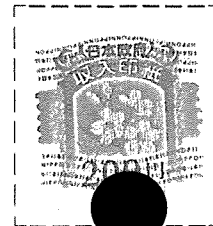
様

ご利用年月日 2023年04月01日
時刻 16時13分
カード番号

取扱内容 : PASMO定期券

領収金額	90,910円
うちSF	0円
うち定期(10%対象)	90,410円
うち手数料(10%対象)	0円
うちデPOSIT	500円

この領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合があります。
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。
毎度ありがとうございます。



春日部駅 マルチ
7コーナ・28号機 担当者1
No. 2314 東武鉄道株式会社
登録番号 T6010601014508


整理番号

4

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2023年 4月 10日
支出額	90990 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $101100 \times 0.9 = 90990$)
使途	事務員給与・交通費 3月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 日生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 4 年 3 月 1 日 から令和 5 年 3 月 31 日 まで
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702
職務内容	川越支部 及び政務活動の補助
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 17 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1000 円 ・ 手当
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・ <u>翌月</u> 10 日支払
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する

令和 4 年 3 月 1 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 山根史子

雇用者

被雇用者



(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4 年 3 月 1 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



2023年3月

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日	水											
2日	木	■	■	■	■	■					5	
3日	金											
4日	土											
5日	日	■	■	休	■	■	■	■			6	1
6日	月											
7日	火	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
8日	水											
9日	木	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
10日	金											
11日	土	■	■	■	■	休	■	■			6	1
12日	日											
13日	月											
14日	火	■	■	■	休	■	■	■			6	1
15日	水											
16日	木	■	■	■	休	■	■	■			6	1
17日	金											
18日	土	■	■	■	■	休	■	■			6	1
19日	日		■	■	■						3	
20日	月											
21日	火	■	■	■	休	■	■	■			6	1
22日	水											
23日	木	■	■	■	休	■	■	■			6	1
24日	金											
25日	土	■	■	■	休	■	■	■			6	1
26日	日	■	■	■	休	■	■	■			6	1
27日	月											
28日	火	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
29日	水											
30日	木	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
合計											90	

西武バス 今泉団地 ⇄ 南古谷駅 360円×15日=5400円

JR 南古谷駅 ⇄ 川越 380円×15日=5700円

整理番号

4

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	5年 4月 14日	支出額	58,605円×100% 58,605円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動補助職員給与(3月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使途 : 政務活動補助職員給与(3月分)
 勤務日数 : 8日
 交通費 : 8,000円[980円(往復)×4日 1,020円(往復)×4日]
 ※3月18日より電車賃値上げ

20 05-04-14 | .送金

*58,000 | IB [REDACTED]

21 05-04-14 | .

*605 | 手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と[REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和4年4月1日至令和5年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週2日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(10時30分) 終業(15時30分)
- ③ 休憩時間 15分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、
夏季休暇、年末年始、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要ある場合に、
甲は時間外及び休日に就業させることがある。
休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- ① 基本給 月給 50,000円
- ② 通勤手当 実費支給
- ③ 超過勤務手当 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。
- ④ 賃金締切日及び
支払い方法 毎月月末締切、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う)
- ⑤ 昇給 本人の実績を勘案し昇給することがある。

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不相当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

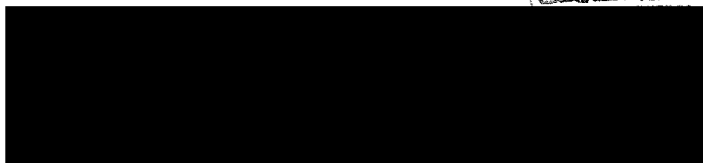
第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和4年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明



(乙)



整理番号 28

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---



支出年月日	令和5年 4月 14日
支出額	190,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 211,111 円×1ヶ月×90%=190,000 円)
使 途	事務員給与 3月分
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 日生
現住所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5 年 3 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 川口支部	
職務内容	事務/秘書業務	
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 18 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 日給・時給 211,111 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 31 日 締切 / 当月・翌月 15 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
令和 5 年 3 月 1 日 埼玉民主フォーラム 川口支部 支部長		
雇用者		白根大輔 
被雇用者		[REDACTED] 

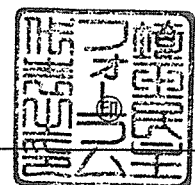
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5 年 3 月 / 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



勤務実績表

2023年 3月分	被雇用者の氏名	■■■■■■■■■■
--------------	---------	------------

	曜日	勤務時間	
1	水	休み	
2	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
4	土	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	日	休み	
6	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
7	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
8	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
9	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
10	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	土	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	日	休み	
13	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
14	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
15	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
16	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
17	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	土	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	日	休み	
20	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
21	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
22	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
23	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
24	金	休み	
25	土	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	日	休み	
27	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
28	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
29	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
30	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
31	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助

整理番号 | 6

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年4月26日	支出額	86,400 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	職員給与		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

05-04-26 .送金

*96,000 | IB

$$96000 \times 0.9 = 86400$$

③ 職員給与

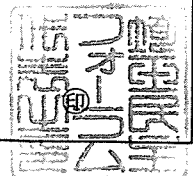
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		日生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日から令和5年4月29日まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	10時00分から18時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月15日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和4年4月1日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
		雇用者
		被雇用者

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和4年4月1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明



6-1

出勤表

2023年 3月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考 (作業内容)	交通費	チェック
1日	水					
2日	木	10:00	17:00			6:00
3日	金	10:00	17:00			6:00
4日	土					
5日	日					
6日	月	10:00	17:00			6:00
7日	火	10:00	17:00			6:00
8日	水					
9日						
10日	金	10:00	17:00			6:00
11日	土					
12日	日					
13日	月	10:00	17:00			6:00
14日	火	10:00	17:00			6:00
15日	水	10:00	17:00			6:00
16日	木	10:00	17:00			6:00
17日	金					
18日	土					
19日	日					
20日	月	10:00	17:00			6:00
21日	火	10:00	17:00			6:00
22日	水					
23日	木	10:00	17:00			6:00
24日	金	10:00	17:00			6:00
25日	土					
26日	日					
27日	月	10:00	17:00			6:00
28日	火	10:00	17:00			6:00
29日	水					
30日	木	10:00	17:00			6:00
31日	金					
						96:00:00

整理番号

14

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	2023年 4月28日
支出額	72,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 80,000円×0.9)
使途	人件費
支出先	■■■■■



上記のとおり支出しました。

支出者名

山本正乃



雇 用 契 約 書

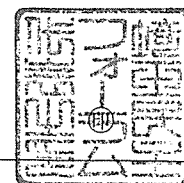
ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 日生
現 住 所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年 4月 1日 から令和 5年 4月29日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム 越谷支部事務局 及び 政務活動地域	
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
勤 務 日	月曜日、木曜日	
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 80,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 5年 4月 1日	雇 用 者	埼玉民主フォーラム 越谷支部 支部長 山本正乃 
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5年 7月 1日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤 務 実 績 表

5年 4月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
-----------	-----------------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	土			
2	日			
3	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
4	火			
5	水			
6	木			
7	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
8	土			
9	日			
10	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
11	火			
12	水			
13	木			
14	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
15	土			
16	日			
17	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
18	火			
19	水			
20	木			
21	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
22	土			
23	日			
24	月	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
25	火			
26	水			
27	木			
28	金	10:00~17:00	6	県政調査活動(要望事項の調査等)の事務補助
29	土			

月給:80,000円/月

整理番号 35

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	5年4月28日
支出額	$220000 \div 30 \times 21 = 154000$ (選挙期間4月1日~9日を除く) (按分した場合の積算方法) 123,200円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 154,000円 × 80%
使途	人件費 4月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫

印

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]日生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5年 4月 1 日 から令和6年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / (当月)・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 5年 4月 1日	雇用者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部支部長 木村 勇 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 5年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 [REDACTED]

出 勤 簿

令和5年

氏名

4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		出	出	出	出	出	出	出	出		出	出	出	出	出		
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
				出	出	出	出			出			出	出			
5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	

備考

整理番号	40
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------------	---

支出年月日	2023年 5月 10日
支出額	64,476円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $71640 \times 0.9 = 64,476$)
使 途	事務員給与 4月分
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 ふみ子



雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		電話

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 4 年 11 月 8 日 から令和 5 年 4 月 30 日 まで
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702
職務内容	川越支部 及び政務活動も補助
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 2 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与（賃金）等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 10 日支払
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和 4 年 11 月 8 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長

山根史子

雇 用 者

被雇用者

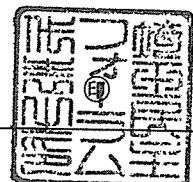
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 4 年 11 月 8 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



2023年4月

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日	土											
2日	日											
3日	月				休						6	1
4日	火											
5日	水				休						6	1
6日	木											
7日	金				休						6	1
8日	土											
9日	日											
10日	月				休						7	1
11日	火											
12日	水				休						6	1
13日	木											
14日	金				休						6	1
15日	土											
16日	日											
17日	月				休						6	1
18日	火											
19日	水				休						5	1
20日	木											
21日	金				休						6	1
22日	土											
23日	日											
24日	月										1	
25日	火											
26日	水										3	
27日	木											
28日	金										5	
29日	土											
30日	日											
合計											63	

東武バス 吉田新町～鶴ヶ島 往復360円×12日 = 4320円

東武東上線 鶴ヶ島駅～川越 往復360円×12日 = 4320円


整理番号

41

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	2023年5月10日
支出額	66,960 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $74400 \times 0.9 = 66960$)
使途	事務員給与 4月分
支出先	



上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 ふみ子



雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		日生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動も補助	
就業時間 (休憩時間)	9時 00 分 から 17時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日 締切 / 当月・翌月 10 日 支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 5年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 川越 支部長	山根史子
	雇用者	
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5年 4月 1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



2023年4月

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日	土											
2日	日											
3日	月											
4日	火	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
5日	水											
6日	木	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
7日	金											
8日	土											
9日	日											
10日	月											
11日	火	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
12日	水											
13日	木	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
14日	金											
15日	土											
16日	日											
17日	月											
18日	火	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
19日	水											
20日	木	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
21日	金											
22日	土	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
23日	日											
24日	月											
25日	火	■	■	■	■	■					5	
26日	水											
27日	木	■	■	■	休	■	■	■	■		7	1
28日	金											
29日	土	■	■	■	休	■	■	■			6	1
30日	日											
31日	月											
合計											67	

西武バス 今泉団地 ⇄ 南古谷駅 360円×10日=3600円

JR 南古谷駅 ⇄ 川越 380円×10日=3800円

整理番号

33

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和 5 年 5 月 15 日
支 出 額	190,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 211,111 円×90%=190,000 円)
使 途	事務員給与 4月分
支 出 先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔



勤務実績表

2023年 4月分	被雇用者の氏名	
--------------	---------	---

	曜日	勤務時間	
1	土	休み	
2	日	休み	
3	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
4	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
5	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
6	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
7	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
8	土	休み	
9	日	休み	
10	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
13	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
14	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
15	土	休み	
16	日	休み	
17	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
20	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
21	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
22	土	休み	
23	日	休み	
24	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
25	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
27	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
28	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
29	土	休み	
30	日	休み	

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 日生
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 5 年 3 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 川口支部
職務内容	事務/秘書業務
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 18 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 日給・時給) 211,111 円 ・ 手当
給与等支払	毎月 31 日 締切 / 当月 (翌月) 15 日支払
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する

令和 5 年 3 月 1 日 埼玉民主フォーラム 川口支部 支部長

雇用者 白根大輔

被雇用者 [REDACTED]

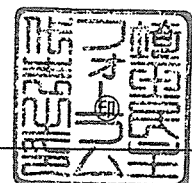
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5 年 3 月 / 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号 12

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5年 5月 16日	支出額	168,591円×100%
			168,591円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動補助職員給与(4月分)		
	(政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使途 : 政務活動補助職員給与(4月分)
 勤務日数 : 18日
 交通費 : 定期券利用

雇用保険料: 1,014円 給与天引き (4月1日より雇用保険加入)

※事務用パソコン入れ替えのため、給与振り込み日が一日ずれました

¹⁹ 05-05-16 .送金	*167,986 IB XXXXXXXXXX
²⁰ 05-05-16 .	*605 手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉民主フォーラム(以下「甲」という)と [REDACTED] (以下「乙」という) は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和5年4月1日至令和6年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
- ③ 業務内容 政務活動費補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週5日程度
 - ② 始業・終業の時刻 始業(9時45分) 終業(16時00分)
 - ③ 休憩時間 15分
 - ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、夏季休暇、勤務日以外の平日
 - ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要がある場合に、甲は時間外及び休日に就業させることがある。法定の年次有給休暇を付与する。
- 休暇

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- | | | |
|----------------|--|----------|
| ① 基本給 | 月給 | 169,000円 |
| ② 通勤手当 | 実費 | |
| ③ 超過勤務手当 | 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定めるところに従い、超過勤務手当を支給する。 | |
| ④ 賃金締切日及び支払い方法 | 毎月月末締、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う) | |
| ⑤ 昇給 | 本人の実績を勘案し昇給することがある。 | |

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新するものとし、契約の更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和5年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉民主フォーラム
代表 田並 尚明

(乙) [REDACTED]

整理番号 | 22

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R5年5月26日	支出額	70,200 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	職員給与 4月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部
---------	-------------------

領 収 証 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部様 No. _____

金額	¥	7	8	0	0	0	※
----	---	---	---	---	---	---	---

但 給 与
令和5年5月26日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	


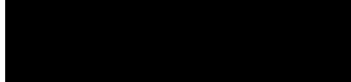

収入印紙

GR1619

$$78000 \times 0.9 = 70200$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		日生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日から令和5年4月29日まで	
就業場所	埼玉県上尾市宮本町10-26 佐藤ビル102 埼玉民主フォーラム上尾伊奈支部	
職務内容	政務活動補助用務	
就業時間 (休憩時間)	10時00分から18時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月翌月15日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和4年4月1日 埼玉民主フォーラム 上尾伊奈支部支部長		
雇用者		町田 皇介 
被雇用者		 

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和4年4月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



出勤表

2023年 4月

名前



日付	曜日	出勤	退勤	備考(作業内容)	交通費	チェック
1日	土					
2日	日					
3日	月					
4日	火	10:00	17:00			6:00
5日	水	10:00	17:00			6:00
6日	木	10:00	17:00			6:00
7日	金	10:00	17:00			6:00
8日	土					
9日	日					
10日	月	10:00	17:00			6:00
11日	火					
12日	水	10:00	17:00			6:00
13日	木	10:00	17:00			6:00
14日	金	10:00	17:00			6:00
15日	土					
16日	日					
17日	月	10:00	17:00			6:00
18日	火					
19日	水					
20日	木					
21日	金					
22日	土					
23日	日					
24日	月					
25日	火	10:00	17:00			6:00
26日	水	10:00	17:00			6:00
27日	木	10:00	17:00			6:00
28日	金	10:00	17:00			6:00
29日	土					
30日	日					
31日						
						78:00:00

整理番号	12
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2023年5月31日	支出額	285,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	-------------------------------

使途	令和5年5月分職員給与
----	-------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	-------------------------

按分の積算方法

$300,000円 \times 0.95 = 285,000円$

領 収 証

埼玉県議会議員武田和浩 様 令和 5 年 5 月 31 日

★ ~~¥300,000~~ ※

但 令和5年5月分給与として
上記正に領収いたしました

内 訳		
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	
税率	金額(税抜・税込)	
%	消費税額等	

コクヨ ウケ-1048

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

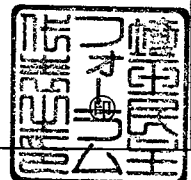
ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED] 日生
現 住 所	〒 [REDACTED] 電話 [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年5月1日から(期間の定めなし)	
就業場所	埼玉民主フォーラムさいたま市見沼区支部事務局 及び 政務活動地域 (事務局：〒337-0016 埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1 イーストコーポ1F-D)	
職務内容	政務活動補助用務等(陳情・要望の受付・調査、事務所管理、来訪者接遇、電話 応対、資料整理、広報紙資料収集、自動車運転、議員同行)	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から午後7時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休 日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 300,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より 支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長 にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責 任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
本契約書に記載がない事項については、雇用者と被雇用者が協議のうえ、別途定める 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和5年5月1日	埼玉民主フォーラムさいたま市見沼区支部支	
	雇用者	武 田 和 浩
	被雇用者	[REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和5年5月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田 並 尚 明



出勤簿

被雇用者氏名

令和5年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	勤務																
令和5年5月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	勤務	出	出	出	出	出		出	出	出	出	出		出	出	出	出
令和5年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	勤務																
令和5年7月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	日	月・祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	勤務																
令和5年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	勤務																
令和5年9月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	土	日	月・祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	勤務																
令和5年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月・祝	火	水	木	金	土	日	
	勤務																
令和5年11月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	勤務																
令和5年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月・祝	火	水	木	金	土	日	月・祝	火	水	木	金	土	日	月	
	勤務																
令和6年1月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	勤務																
令和6年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日・祝	月・振替	火	水	木	
	勤務																
令和6年3月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	勤務																

備考

整理番号 82

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	5年 5月 31日
支出額	176,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 220,000 円×80%)
使 途	人件費 5月分
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

木村 勇夫



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]日生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5年 4月 1日 から令和6年3月 31日 まで	
就業場所	さいたま市南区支部事務局 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査活動のうち、会派・所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	9時 00分 から 17時 00分まで (内、休憩時間は 60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 220,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / (当)月・翌月 末 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和 5年 4月 1日	雇用者	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部支部長 木村 勇 [REDACTED]
	被雇用者	[REDACTED]

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 5年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明 [REDACTED]

出勤簿

令和5年

氏名 XXXXXXXXXX

4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		出	出	出	出	出	出	出	出		出	出	出	出	出		
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
				出	出	出	出			出			出	出			
5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
		出							出	出	出	出	出			出	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		出	出	出	出			出	出	出	出	出			出	出	出
6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	

備考

整理番号	
------	--

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
○6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費	

支出年月日	25年6月5日	支出額	27,747	円
※ 政務活動費を充当した金額を記載				

使途	事務員給与(5月分)
----	------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム 入間支部
---------	----------------

② $30,500 + 330 \text{ (手数料)} = 30,830$
 $30,830 \times 0.9 = 27,747$

③ 事務員給与

ご利用明細

お取引内容 振込	お取引日付 2023-06-05	お取引時刻 13.54
ご利用金融機関 みずほ銀行		
カード番号	お取引金額	
お取扱枚数 万 五千 二千 円	問い合わせ番号 15070227535120230605	
ご案内		12597
お取扱後残高	¥ [] *	
お振込先銀行名	[]	
お振込先支店名	[]	
科目・口座番号	[]	
お受取人名	[]	
ご依頼人名	センツイ キヨウコ 様	
ご依頼人電話番号	[]	
お振込金額	¥30,500*	手数料 ¥330*

上記手数料のほかに利用手数料110円をいただいております。
 みずほダイレクト・[インターネットバンキング]なら振込手数料がATMよりお得です。詳細はみずほ銀行ウェブサイトまで。
 発信番号 8160508900601LJ
 ご利用いただき、ありがとうございます。このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

※ 領収書
 ※ 領収書
 (別紙)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]日生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 5年 5月1日 から令和 6年 3月 31日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム入間支部事務局 及び 政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 (休憩時間)	10時00分から19時00分まで (内、休憩時間は60分)
休日	基本的に土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (時給) 1,000 円 ・ 手当
給与等支払	毎月末日締切 / 翌月5日支払
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和5年5月1日

埼玉民主フォーラム入間支部支部長
雇 用 者 泉津井 京子 ●

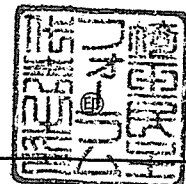
被雇用者 [REDACTED] ●

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5年 5月 / 日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並 尚明



勤務実績表

令和5年5月分	被雇用者の氏名	[REDACTED]
---------	---------	------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	月			
2	火	10:00~19:00	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
3	水			
4	木			
5	金			
6	土			
7	日			
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金	10:00~19:00	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金	10:00~17:30	6.5	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金	10:00~19:00	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			

支給額：時給 1,000円 × 30.5時間 = 30,500円

整理番号 2

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	--

支出年月日	R5年6月5日	支出額	90,198 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務員給与(5月分)
----	------------

領収書等貼付欄 埼玉民主フォーラム 入間支部

② 100,000 + 220 (手数料) = 100,220
 100,220 × 0.9 = 90,198

③ 事務員給与

ご利用明細		
お取引内容 振込	お取引日付 2023-06-05	お取引時刻 13.45
ご利用金融機関 みずほ銀行		
カード番号	お取引金額 *****	
お取扱枚数 万 五十 二十 千	照合番号 15070227534620230605	
ご案内 01559		
お取扱後残高	¥ [REDACTED] *	
お振込先銀行名	[REDACTED]	
お振込先支店名	[REDACTED]	
科目・口座番号	[REDACTED]	
お受取人名	[REDACTED]	
ご依頼人名	センツイ キョウコ 様	
ご依頼人電話番号	[REDACTED]	
お振込金額	¥100,000*	手数料 ¥220*
<small>上記手数料のほかに利用手数料110円をいただいております。 みずほタイムネット(インターネットバンキング)なら振込手数料がATMよりお 得です。詳細はみずほ銀行ウェブサイトで。 発信番号 8160508900001KH</small>		

※ 領収書は重
 ※ 領収書を見
 (別紙には整理番号(枚番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
 な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書


ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED] 生
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	

下記の条件で契約します

雇用期間	令和 5年 5月1日 から令和 6年 3月 31日 まで
就業場所	埼玉民主フォーラム入間支部事務局 及び 政務活動地域
職務内容	政務活動の内、会派・所属支部長の指示する作業
就業時間 (休憩時間)	10 時 00分 から19 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)
休日	基本的に土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 100,000 円 ・ 手当
給与等支払	毎月末日締切 / 翌月 5日支払

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する

令和5年5月1日

埼玉民主フォーラム入間支部支部長
雇 用 者 泉津井 京子 

被雇用者 [REDACTED] 

その他

業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。
補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。

上記期間満了をもって本契約を解消する

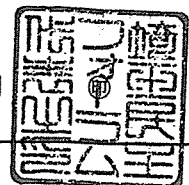
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5年 5月 / 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



勤務実績表

令和5年5月分	被雇用者の氏名	■■■■■■■■■■
---------	---------	------------

日	曜日	勤務時間	実働時間	業務内容
1	月			
2	火	08:30~17:30	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
3	水	08:30~17:30	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
4	木	09:00~17:00	7	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
5	金			
6	土			
7	日	11:00~16:00	5	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
8	月			
9	火	09:30~17:30	7	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
10	水			
11	木	09:00~14:00	5	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
12	金			
13	土			
14	日			
15	月	10:00~17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
16	火			
17	水			
18	木	10:00~19:00	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
19	金	13:00~19:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
20	土			
21	日			
22	月	10:00~17:00	6	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
23	火			
24	水			
25	木			
26	金	16:00~21:00	5	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水	10:00~19:00	8	県政調査活動（要望事項の調査等）の事務補助

支給額：月給 100,000円

整理番号	21
------	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和 5 年 6 月 5 日
支出額	76,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $96,000 \times 0.8 = 76,800$)
使 途	5月分パート代
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 辻 浩司



整理番号

21-1

勤務実績表

令和5年	被雇用者の氏名	■■■■■
5月分		

日	曜日	勤務時間	業務内容
1	月	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
2	火		
3	水		
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		
8	月	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
9	火		
10	水	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
11	木		
12	金	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
13	土		
14	日		
15	月	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
16	火		
17	水	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
18	木		
19	金	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
20	土		
21	日		
22	月	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
23	火		
24	水	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
25	木		
26	金	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
27	土		
28	日		
29	月	9:00-18:00	接客・政務調査・事務
30	火		
31	水	9:00-18:00	接客・政務調査・事務

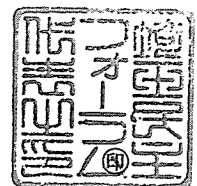
支給額 : 時給 1,000 円 × 8時間 × 12 日 = 96,000円

雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5 年 4 月 30 日 から令和 6 年 4 月 29 日 まで	
就業場所	埼玉県越谷市千間台西 1 丁目 9 番地 13 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部	
職務内容	接客・事務所管理・調査業務・電話対応等。	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 18 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・<u>時給</u>) 1,000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末日締切 / 当月・ <u>翌月</u> 5 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
令和 5 年 4 月 30 日 埼玉民主フォーラム 越谷第二支部 支部長 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">雇用者 辻 浩司</div> <div style="text-align: right;">被雇用者</div>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 5 年 4 月 30 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明




整理番号

56

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年6月10日
支出額	67,158円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $74620 \times 0.9 = 67,158$)
使途	事務員給与、交通費 5月分
支出先	



上記のとおり支出しました。

支出者名

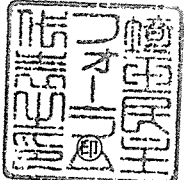
山根 史子



雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		日生
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5年 4月 1日 から令和 6年 3月 31日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動も補助	
就業時間 (休憩時間)	9時 00 分 から 17時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 10 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
令和 5年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 川越 支部長	山根史子
	雇用者	
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 5年 4月 1日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明
		

2023年5月

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日	月	■	■	■	■	休	■	■	■		7	1
2日	火	■	■	■	■	■					5	
3日	水	■	■	■							3	
4日	木		■	■	■	■					4	
5日	金											
6日	土											
7日	日											
8日	月											
9日	火	■	■	■	休	■	■	■			6	1
10日	水											
11日	木	■	■	■	休	■	■	■			6	1
12日	金											
13日	土											
14日	日											
15日	月	■	■	■							3	
16日	火	■	■	■	休	■	■	■			6	1
17日	水											
18日	木	■	■	■	■	■					5	
19日	金											
20日	土											
21日	日											
22日	月											
23日	火	■	■	■	■	■					5	
24日	水											
25日	木	■	■	■	休	■	■	■			6	1
26日	金											
27日	土											
28日	日											
29日	月					■	■	■			3	
30日	火	■	■	■	休	■	■	■			6	1
31日	水											
合計											65	

西武バス 今泉団地 ⇄ 南古谷駅 360円×13日=4680円


JR 南古谷駅 ⇄ 川越 380円×13日=4940円

整理番号 57

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年 6月 10日
支出額	45,180円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $50,200 \times 0.9 = 45,180$)
使 途	事務員給与、交通費 5月分
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名

山根 史子

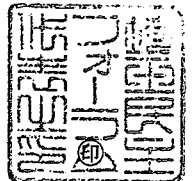


雇 用 契 約 書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		電話
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 5 年 5 月 1 日 から令和 5 年 6 月 30 日 まで	
就業場所	埼玉県議会議員 山根ふみ子事務所 川越市脇田本町 14-29 杉田ビル 702	
職務内容	川越支部 及び政務活動も補助	
就業時間 (休憩時間)	9 時 00 分 から 12 時 00 分 まで (内、休憩時間は 60 分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 1000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 末 日締切 / 当月・翌月 10 日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する		
令和 5 年 5 月 1 日 埼玉民主フォーラム 川越 支部長 <div style="text-align: right;">雇用者 山根史子</div> <div style="text-align: right;">被雇用者 ●</div>		

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和 5 年 5 月 / 日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明



2023年5月



	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	実働	休憩
1日											
2日											
3日											
4日											
5日											
6日											
7日											
8日				休						6	1
9日											
10日										3.5	
11日											
12日				休						6	1
13日											
14日											
15日										3.5	
16日											
17日										3.5	
18日											
19日										3.5	
20日											
21日											
22日											
23日											
24日				休						6	1
25日											
26日										3.5	
27日											
28日											
29日										3.5	
30日											
31日										4	
合計										43	

東武バス 吉田新町～鶴ヶ島駅 往復360円×10日=3600円

東部東上線 鶴ヶ島駅～川越駅 往復360円×10日=3600円

整理番号	20
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 ⑥: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	5年 6月 15日	支出額	168,411円×100% 168,411 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動補助職員給与(5月分) (政務活動補助業務にのみ従事)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

口座名義 : 埼玉民主フォーラム
 使 途 : 政務活動補助職員給与(5月分)
 勤務日数 : 17日
 交通費 : 定期券利用
 雇用保険料: 1,104円+4月不足分90円=1,194円を給与天引き

6 05-06-15 .送金	*167,806 IB [REDACTED]	
7 05-06-15 .	*605 手数料	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

労働契約書

埼玉県主フオーム(以下「甲」という)と[](以下「乙」という)は、以下の労働条件により労働契約を締結した。

第1条 乙の雇用期間、就業場所及び業務内容は次の通りとする。

- ① 契約期間 自令和5年4月1日至令和6年3月31日
- ② 就業場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉県主フオーム
- ③ 業務内容 政務活動費補助業務及びこれに付随する業務

第2条 乙の勤務日数、勤務時間、始業及び終業の時刻、休日、休暇は、次の通りとする。

- ① 勤務日数 週5日程度
- ② 始業・終業の時刻 始業(9時45分) 終業(16時00分)
- ③ 休憩時間 15分
- ④ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、夏季休暇、勤務日以外の平日
- ⑤ 時間外及び休日勤務 業務上その他の都合により必要がある場合に、甲は時間外及び休日に就業させることがある。
休暇 法定の年次有給休暇を付与する。

第3条 乙の賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切及び支払いの時期ならびに昇給は次の通りとする。

- | | | |
|--------------------|--|-----------|
| ① 基本給 | 月給 | 169,000 円 |
| ② 通勤手当 | 実費 | |
| ③ 超過勤務手当 | 時間外又は休日勤務をした場合は、労働基準法に定める
ところに従い、超過勤務手当を支給する。 | |
| ④ 賃金締切日及び
支払い方法 | 毎月月末締、翌月15日に支払う。
(支給日が休日に当たるときは前日に支払う) | |
| ⑤ 昇給 | 本人の実績を勘案し昇給することがある。 | |

第4条 第1条の契約期間満了をもって、本契約は当然に終了する。ただし、契約は更新する場合があります。更新は次により判断する。

- ① 契約期間満了時の業務量
- ② 勤務成績、勤務態度
- ③ 事務所の経営状況

第5条 第1条の期間といえども、甲は、次の理由により、契約期間を短縮し、又は解雇することができる。乙が任意に退職する場合または甲が乙を解雇する場合には、それぞれ30日前までに相手方に通知しなければならない。

- ① やむを得ない事由で業務を縮小し、または合理化する場合
- ② 本人の勤務状況、健康状態等が悪化した場合
- ③ その他の理由により引き続き在職することが不適当と認められる場合

第6条 乙は業務上知り得た秘密をほかの人に漏らしてはならない。また、退職後においても同様とする。

第7条 この契約書に定められていない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上定めるものとする。

令和5年 4月 1日

(甲) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会 埼玉県主フオーム
代表 田並 尚明

(乙)



整理番号	//
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和5年6月15日	支出額	1,134 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	-------------------------------------

使 途	補助職員の労働保険料
-----	------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	---------------------

- ② 1,260 × 90%
 - ③ 補助職員の労働保険料(1名分)
- 別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 11 - 1

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

領 収 書 貼 付 欄

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

取 扱 庁 名
埼玉労働局

※取扱庁番号
00075316

※徴収決定
労働保険
特別会計

厚生労働省
0847
6118

令和 5 年度

労働保険番号 1 / 1 / 01 /
都道府県 所 轄 管 轄 基 幹 番号 枝 番 号
※CD
※証券受領 全部 一部

※CD
※証券受領 全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

納付の目的
1. 令和 5 年度 1 期
2. 令和 5 年度 1 期
3. 令和 5 年度 1 期
4. 令和 5 年度 1 期

※収納区分
※内証券受領

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

〒331-0813
さいたま市北区大宮1-716-9
小川ビルディング
埼玉民主フォーラム
さいたま市北区大宮

(氏名) 殿

内 容	納 入 額				納 入 額			
	億	千	百	十	千	百	十	円
労働保険料					4	1	2	60
一提出金					4	1	2	60
納付合計額					4	1	2	60

出納済
5. 6. 15
球磨野大塚
(納付者様へ)

※ 整理番号には、枝番を記入すること

整理番号

51

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 ⑥ 人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 5 年 6 月 15 日
支出額	190,000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 211,111 円×90%=190,000 円)
使 途	事務員給与 5月分
支出先	■■■■■

上記のとおり支出しました。

支出者名 白根 大輔



51-1

勤務実績表

2023年 5月分	被雇用者の氏名 [REDACTED]
--------------	-----------------------

	曜日	勤務時間	
1	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
2	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
3	水	休み	
4	木	休み	
5	金	休み	
6	土	休み	
7	日	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
8	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
9	火	休み	
10	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
11	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
12	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
13	土	休み	
14	日	休み	
15	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
16	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
17	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
18	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
19	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
20	土	休み	
21	日	休み	
22	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
23	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
24	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
25	木	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
26	金	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
27	土	休み	
28	日	休み	
29	月	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
30	火	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助
31	水	10:00 ~ 18:00	政務活動の事務補助

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]日生
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します



雇用期間	令和 5 年 3 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで
就業場所	埼玉民主フォーラム 川口支部
職務内容	事務/秘書業務
就業時間 (休憩時間)	10 時 00 分 から 18 時 00 分まで (内、休憩時間は 60 分)
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給) 日給・時給) 211,111 円 ・ 手当
給与等支払	毎月 31 日 締切 / 当月 (翌月) 15 日支払
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>

上記期間満了をもって本契約を解消する

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する

令和 5 年 3 月 1 日 埼玉民主フォーラム 川口支部 支部長

雇用者 白根大輔 

被雇用者  

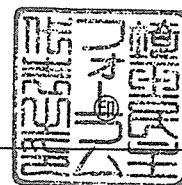
(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和 5 年 3 月 / 日

埼玉民主フォーラム
会派代表

田並 尚明



整理番号 30

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経営的経費】
	⑥人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R5年6月16日	支出額	174,690 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	職員給与		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

領 収 証 埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部様 No. _____

金額

¥194,100 ※

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

但給与として

R5年6月16日 上記正に領収いたしました

収入印紙



GR1619



200,000 - 1,200 (雇用保険料) - 4,700 (所得税)

194,100 × 0.9 = 174,690

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。


※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	日生
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年4月30日 から令和6年3月31日 まで	
就業場所	埼玉民主フォーラム上尾・伊奈支部事務所 及び、政務調査地域	
職務内容	県政調査や陳情対応などの議会活動の補佐、 その他、会派所属支部長の指示する作業	
就業時間 (休憩時間)	10時00分 から 17時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	原則、土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給)・日給・時給) 200,000 円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月 月末締切 / 当月・翌月 15日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和5年4月30日	埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部 支部長	 
	雇用者 町田 皇介	
	被雇用者 [REDACTED]	



(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める		
令和5年4月30日	埼玉民主フォーラム 会派代表	田並 尚明
		

30-1

5月 May

2023年 令和5年

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
30	1 メーデー	2 八十八夜	3 憲法記念日 出	4 みどりの日 休	5 こどもの日・ 端午の節句 出	6 立夏 ○
7	8	9	10	11	12 休	13
14 母の日 出	15 休	16 休	17 休	18	19	20 (卯月)
21 小満 出	22	23	24	25	26	27 出
28 出	29	30	31	1	2	3

整理番号

23

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	5年6月27日	支出額	15,299 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	労働保険に係る報酬		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

・社労士報酬:15,299円(14,969円+振込手数料330円)
 口座名義:埼玉民主フォーラム
 支出先:柳和男社会保険労務士事務所

9	05-06-27	.送金	*14,969	IB ヤマキ"カズ"オシ
10	05-06-27	.	*330	手数料

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

報酬請求書

請求番号 _____

令和5年6月21日

埼玉県議会 埼玉民主フォーラム 御中

柳和男社会保険労務士事務所
社会保険労務士 柳 和男
〒330-0061
さいたま市浦和区常盤3-8-15
新田第9ビル 902
TEL:048-711-3807 FAX:048-711-3808

下記の通り、ご請求申し上げます。

ご請求額:金 14,969 円

(ご請求額は復興特別所得税を含む源泉徴収分1,531円を除いております)

区分	詳細	金額
報酬	労働保険年度更新・雇用保険資格取得届	¥15,000
	①小計	¥15,000
	②消費税	¥1,500
	③合計	¥16,500
	④源泉所得税(①×10.21%)	¥1,531
	⑤差引き請求額(③-④)	¥14,969

備考

【お振込先銀行】
埼玉りそな銀行 北浦和支店
柳和男社会保険労務士事務所 柳和男
普通 4054502

検印



整理番号	25
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	⑥ 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	5年6月30日	支出額	41,319円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	労働保険料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム

※別紙

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名
埼玉労働局

※取扱庁番号
0075316

※徴収勘定
保険料収入及び
一般拠出金

労働保険
特別会計

0847 所

厚生労働省
管 6118

※令和 05 年度

労働保険番号 11101
都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号

※CD 1 証券受領 全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9)
元号 9 1 5 5

※徴収年度(元号:令和は9)
元号 9 1 5 5

※内証券受領
円

内訳	納付額		労働保険料		一提出金	
	千円	円	千円	円	千円	円
労働保険料	44	1294				
一提出金	4	1319				
納付額(合計額)	48	2613				

納付の目的
1. 令和 5 年度 1 期
2. 令和 4 年度 確定

※収納区分 62
(住所) 〒330-9301 さいたま市
南和区 高砂
3-15-1

(氏名) 埼玉県議会
埼玉民主フォーラム
田並 尚明
EA111B0029688\$ 5VA111B0014844\$
111D1 0014844 E 股

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は被入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

あて先 330-6016
さいたま市中央区新都心
11番地2
埼玉労働局

労働保険特別会計歳入徴収官
(納付者渡し)

上記の合計額を預収しました。
領収日付等
出納 5. 6. 30
埼玉労働局

整理番号 25-1

領収書貼付欄

埼玉民主フォーラム

※ 整理番号には、枝番を記入すること

受付(電子申請)
 令和05年06月15日
 埼玉労働局

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力機コード

令和 5年 6月 13日

(1) 労働保険番号	11	1	01	基幹番号		枝番号	
※各種区分				管轄(2)	保険関係等	業種	産業分類
				05	111	9416	93

あて先〒330-6016

※提出年月日(元号:令和は9) (3)事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由
 元号 年 月 日 元号 年 月 日 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
 9 - 5 - 6 - 13 (項3) - - - (項4) (項5)
 (4) 常時使用労働者数 (5) 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード
 1 (項6) 0 (項7) (項9) (項10) 埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料 算定内訳	区分	算定期間 令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで	
		(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率
	労働保険料 (労災+雇用)	(イ) (項11) 千円	(イ) 1000分の (イ) 3,813 (項12) 円
	労災保険分	(ロ) 1,271 (項13) 千円	(ロ) 1000分の (ロ) 3,813 (項14) 円
	雇用保険分	(ホ) 0 (項18) 千円	(ホ) 1000分の (ホ) 0 (項19) 円
一般拠出金 (注1)	(ヘ) 1,272 (項35) 千円	(ヘ) 1000分の (ヘ) 0.02 (項36) 25 円	

概算保険料 算定内訳	区分	算定期間 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで	
		(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率
	労働保険料 (労災+雇用)	(イ) 2,200 (項20) 千円	(イ) 1000分の 18.50 (項21) 円
	労災保険分	(ロ) (項22) 千円	(ロ) 1000分の 3.00 (項23) 円
雇用保険分	(ホ) (項26) 千円	(ホ) 1000分の 15.50 (項27) 円	

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)
 - (項28) - (項29) (17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)
 ※検算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目
 (項31) (項32) (項33) (項34)

(8)(10)(12)(14)(20)(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

(18) 申告済概算保険料額	3,219 円		(19) 申告済概算保険料額			
(20) 差引額	(イ) 充当額	(ロ) 不足額	(21) 増加概算保険料額			
	0 円	594 円	(14)の(イ)-(19)			
(22) 期別納付額	(イ) 第1期又は初期	(ロ) 第2期	(31) 法人番号	(項39)		
	(イ) 概算保険料額	(イ) 労働保険料充当額	(イ) 不足額			
	(イ) 40,700 円	(イ) 0 円	(イ) 594 円			
(イ) 第3期	(イ) 労働保険料充当額	(イ) 第2期納付額	(イ) 今期労働保険料	(イ) 一般拠出金	(イ) 一般拠出金額	(イ) 今期納付額
0 円	(イ) 0 円	(イ) 0 円	(イ) (イ)-(ロ)又は(イ)+(ロ)	(イ) 充当額(20)の(イ)	(イ) (10)の(イ)-(ホ)(注2)	(イ) (二)+(イ)
	(イ) 労働保険料充当額	(イ) 第3期納付額	(イ) 事務所	(イ) 事務所		
	(イ) 労働保険料充当額	(イ) 0 円	(イ) 事業又は作業の種類			
	(イ) 労働保険料充当額	(イ) 0 円				
	(イ) 労働保険料充当額	(イ) 0 円				

(26) 加入している労働保険	<input checked="" type="checkbox"/> (イ) 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 雇用保険	(27) 特掲事業 (ロ) 該当しない	(28) 事業主	郵便番号 330-9301 電話番号 (048) 833-1710
(イ) 所在地	埼玉県さいたま市蕨区高砂3-15-1	(イ) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	埼玉県さいたま市蕨区高砂3-15-1	
(ロ) 名称	埼玉県議会 埼玉民主フォーラム	(ロ) 名称	埼玉県議会 埼玉民主フォーラム	
	11-1-01	(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	田並 尚明	

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 5年 6月 13日 柳 和男 提出代行者	氏名	電話番号 048-711-3807
------------	--	----	----------------------

整理番号	26
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 ⑥人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	5年6月30日	支出額	8,771円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	所得税		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> ※ 別紙 ✓ </div>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。) </div>	
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。	

整理番号

26 - 1

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム

給与所得・退職所得等の
所得税額取高計算書(写)

給与所得者名
ウラマ

令和 年 月 日

32391

税務署

000033018

税務署番号

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

000033018

税務署

納期等の区分
令和 年 月 日
自 05/01
至 05/06
支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領
印
証券
印

(領収日付印)
出納
15.6.30
埼玉民主フォーラム
6

区分	金額	税額	延滞税	合計額
俸給・給料等	050107	0630		050737
賞与(退職給付を除く)				
日雇労働者の賃金				
退職手当等				
税理士等の報酬	050107	0630		050737
役員費等				
同上の支払				
確定年月日				
年末調整による不足税額				
年末調整による超過税額				
本 税				
延 滞 税				
合 計 額				

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・蔵入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

住所 330-0063 (電話番号) 3-15-1
 (所在地) サイタマシ ウラマシ カカサコ
 氏名 サイタマ民主フォーラム (印)
 納期特例分
 摘要

※ 整理番号には、枝番を記入すること

報酬請求書

請求番号 _____

令和5年6月21日

埼玉県議会 埼玉民主フォーラム 御中

柳和男社会保険労務士事務所
 社会保険労務士 柳 和男
 〒330-0061
 さいたま市浦和区常盤3-8-15
 新田第9ビル 902
 TEL:048-711-3807 FAX:048-711-3808

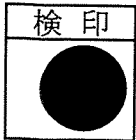
下記の通り、ご請求申し上げます。

ご請求額:金 14,969 円

(ご請求額は復興特別所得税を含む源泉徴収分1,531円を除いております)

区分	詳細	金額
報酬	労働保険年度更新・雇用保険資格取得届	¥15,000
	① 小 計	¥15,000
	② 消 費 税	¥1,500
	③ 合 計	¥16,500
	④ 源泉所得税 (①×10.21%)	¥1,531
	⑤ 差引き請求額 (③-④)	¥14,969

備考
<p>【お振込先銀行】 埼玉りそな銀行 北浦和支店 柳和男社会保険労務士事務所 柳和男 普通 4054502</p>



整理番号	29
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	⑥:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2023年6月30日	支出額	285,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	-------------------------------

使途	令和5年6月分職員給与
----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

$$300,000円 \times 0.95 = 285,000円$$

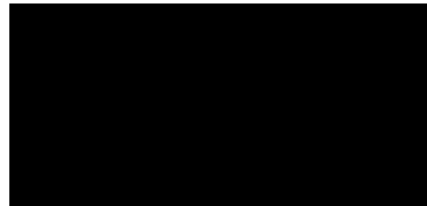
領 収 証

埼玉県議会議員武田和浩 様 令和5年6月30日

★ ¥300,000 ※

但 令和5年6月分給与として
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等



コクヨ ウケ-1048

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

雇 用 契 約 書

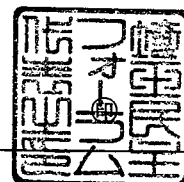
ふりがな		生年月日
氏名		日生
現住所	〒 電話	
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和5年5月1日から(期間の定めなし)	
就業場所	埼玉民主フォーラムさいたま市見沼区支部事務局 及び 政務活動地域 (事務局：〒337-0016 埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1 イーストコーポ1F-D)	
職務内容	政務活動補助用務等(陳情・要望の受付・調査、事務所管理、来訪者接遇、電話 応対、資料整理、広報紙資料収集、自動車運転、議員同行)	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から午後7時00分まで (内、休憩時間は60分)	
休日	土曜日、日曜日、国民の休日、年末年始	
給与(賃金)等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金 (月給・日給・時給) 300,000円 ・ 手当 	
給与等支払	毎月末日締切 / 当月・翌月末日支払	
その他	<p>業務の内容により、支給される賃金の一部又は全部について政務活動費より 支出するものとする。その場合における雇用についての監督責任等は、支部長 にあるものとする。</p> <p>補助職員が行う政務活動以外の業務については、議員個人が雇用に関する責 任を負うものとする。</p>	
上記期間満了をもって本契約を解消する		
本契約書に記載がない事項については、雇用者と被雇用者が協議のうえ、別途定める 契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する		
令和5年5月1日	埼玉民主フォーラムさいたま市見沼区支部支	
	雇用者	武田和浩
	被雇用者	

(会派使用欄)

上記の雇用契約締結については、これを認める

令和5年5月1日

埼玉民主フォーラム
会派代表 田並尚明



出勤簿

被雇用者氏名 XXXXXXXXXX

令和5年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	勤務																
令和5年5月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	勤務																
令和5年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	月	火	水・祝	木・祝	金・祝	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	勤務																
令和5年7月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	勤務																
令和5年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	勤務																
令和5年9月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	勤務																
令和5年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	勤務																
令和5年11月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	勤務																
令和5年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	空	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	勤務																
令和6年1月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	勤務																
令和6年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日・祝	月・振休	火	水	木	
	勤務																
令和6年3月	日付	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金・祝	土	日	月	火	水	木	金	
	勤務																

備考